



今月の主な目次

- 酪農現場からの報告
- 米国北西部州におけるイネ科牧草採種並びに乾草生産近況レポート

- 営業所だより シリーズ ④
- 札幌営業所からの現地レポート
- 雪印種苗育成“牧草新品種”の紹介

時の話題

生産者を取りまく 食の安全対策

12月1日から、「家畜伝染病予防法」の改正に伴って定められた飼養衛生管理基準の遵守、また、「牛肉トレーサビリティ法」に基づいた牛肉の流通段階における個体識別番号(生産履歴)の表示が義務付けられます。一方、11月1日からは「家畜排せつ物法」の管理基準が全面適用となる(野積みや素掘りの禁止)など、食の安全や環境保全に関わって酪農・畜産生産者を取りまく状況が大きく変わってきています。

平成13年9月に国内初のBSE患者が確認され、その後、輸入野菜の残留農薬や国内無登録農薬の使用、また、食品の偽装表示など、食に対する消費者の信頼を揺るがすような問題がたて続けに発生し、食品の安全性に対する国民の関心と、それに携わる事業者や行政に対する消費者の不信感が一気に高まりました。

これを背景に、生産から加工、流通、消費に至るまでの食品の安全性を確保し、消費者の信頼と安心を回復するための政策の整備や取組みが進められ、平成15年5月に、国民の健康の保護を第一義として食品の安全性の確保に取り組むための「食品安全基本法」が制定・施行され、また同年6月には農林水産省がこれに対応する指針として「食の安全・安心のための政策大綱」をまとめました。

この中で重点的に取り組むべき課題として、

- ①新たな食品安全行政に対応するための体制の見直し
- ②産地段階から消費段階にわたるリスク管理の実施
- ③消費者の安心・信頼の確保
- ④食の安全・安心を確保するための環境保全の取組み
- ⑤研究の充実

の5項目が掲げられていますが、消費者に安全な食品を提供し国民の安心や信頼を回復していくためには、食品の生産から消費に至るまでの総合的な施策づくりとその確実な実施が重要であり、中でも生産から消費

までの各段階で消費者・生産者・事業者などの関係者が自らの役割を理解して適切に行動することが強く求められていると言えます。

これらのうち生産段階で取り組むべき課題や法令への適合などの取組みを以下にまとめてみました。

- ①圃場や畜舎などの生産環境を良好に保つ
 - a 良質な自給飼料生産のための飼料畑・草地の整備
 - b 畜舎における健全・衛生的な飼養管理
 - ・家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準・指導指針の遵守
 - ・HACCPの考え方に基づく衛生管理手法の導入
- ②農薬や肥料、飼料などの生産資材をルールどおりに使う
 - a 肥料、農薬、動物用医薬品、飼料の適正な使用
 - ・農薬取締法、肥料取締法の遵守
 - ・飼料安全法、薬事法の遵守
- ③環境へのリスクを小さくする生産方法などを工夫する
 - a 環境へ配慮した環境保全型農業の推進
 - b 糞尿やたい肥の適切な管理
 - ・家畜排せつ物法に基づく管理基準の遵守
- ④消費者の知りたい情報を正確にわかりやすく伝える
 - a 生産資材使用台帳などの生産・飼養管理履歴の整備
 - ・牛肉トレーサビリティ法の遵守
 - ・農薬取締法、飼料安全法の遵守
 - b 地産地消などを通じた消費者との情報交換

これらは、生産者サイドから見ると管理基準等の規制の強化、帳簿への記帳等の管理労力の増加など決して容易な環境とは言えませんが、良質な農畜産物の生産・供給と、それを通じた消費者の理解、需要の拡大のためには避けて通れない課題と考えられます。

また、良好な生産環境の確保や健全な飼養管理、環境保全型農業の推進は、酪農・畜産が本来持っている循環型農業という機能、すなわち「健全な土・健全な飼料(草) - 健康な牛」が安全な食料生産・供給の基本であることを実践する道でもあります。

今こそ原点に立ち戻り、「食の安全・安心」を支える酪農・畜産でありたいと願っております。

(研究開発本部 岩見田本部長)